三〇二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　284　二〇　ページ
三〇三―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　287　一五
三一二―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　287　二二
三一五―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一一　287　二三
三一八　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和六年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　二〇　295　七四
三一九　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を定める件の一部を改正する件　七　七
三二〇　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を定める件の一部を改正する件　七　七
三二一　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　七
〇財務省、厚生労働省、農林水産省
二　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件の一部を改正する件　二七　三　七
四〇　農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件　一三　三
四一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　四
四二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　五
四三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　五
〇財務省、農林水産省
一六五　文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　三　281　二一
一六四　文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　三　281　二〇
一六三　文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　三　281　一六
一六二　文化財を登録有形文化財に登録する件　三　281　一六
〇文部科学省
二一　石川県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件　九　三
二二　国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件　六　五
二〇　国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件　六　五
〇国税庁
一六六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　四　282　一
一六七　重要文化財を分割し片方を国宝に指定する件　九　285　一六
一六八　有形文化財を重要文化財に指定する件　九　285　一七
一六九　重要文化財に有形文化財を追加して指定する件　九　285　一九
一七〇　文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　九　285　二〇
一七一　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一二　288　三四
一七二　国立大学法人法第二十一条の九第二項の規定に基づき、同条第一項の承認をした国立大学法人を告示する件　一三　四
一七三　無形文化財の文化財登録原簿への登録及び保持団体の認定の件　一六　290　一二
一七四　研究開発に係る主務大臣が定める人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合を定める件　二〇　四
一七五　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録事項の変更に関する件　二七　304　五
一七六　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録事項の変更に関する件　二七　304　五
〇文化庁
二三　重要文化財を管理すべき団体を指定する件　二四　299　二七
二四―二八―史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　二四　299　二八
二九　登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　二四　299　二九
三〇　重要文化財を管理すべき団体を指定する件　二四　299　二九
〇厚生労働省
三五七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　四　二
三五八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　四　三
三五九　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　五　283　一
三六〇　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件　六　五
三六一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件　九　三